

駐車監視員活動ガイドライン

【志村 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道17号	中山道	舟渡2-25先戸田橋	清水町35番先高速5号池袋線板橋本町出入口付近	7-22	
2	都道446号	高島通り	坂下3-1先中山道志村坂下交差点	蓮根3-8先都営三田線西台駅南口交差点	7-22	
3	主要地方道311号	環状八号線	相生町19番先環八高速下交差点	小豆沢4-24先	7-22	
4	都道201号		前野町5-46先前野町五丁目歩道橋	西台2-19先	8-20	
5	区道	補助201号	前野町5-46先前野町五丁目歩道橋	泉町1番先	8-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道318号	環状七号線	清水町1-1先	清水町1-5先	8-20	
2	区道	不動通り	西台2-39先六の橋高速下交差点	西台3-26先徳丸一丁目交差点	8-20	
3	区道	若木通り	西台1-40先(高速5号池袋線先)	中台1-33先常盤台四丁目交差点	8-20	
4	区道	御成塚通り	坂下1-33先	志村2-11先志村二丁目交差点	8-20	
5	区道	志村城山通り	志村2-1先中山道志村坂上交差点	志村2-15先志村城山下交差点	8-20	
6	区道	志村坂下通り	坂下2-1先中山道坂下二丁目交差点	蓮根2-8先西台交差点	8-20	
7	都道445号	前野中央通り	前野町3-45先見次公園前交差点	前野町2-3先常盤台三丁目交差点	8-20	
8		福寿通り	小豆沢1-22先	前野町3-46先見次公園前交差点	8-20	
9	区道	市場通り	蓮根3-21先	蓮根3-27先高島平九丁目交差点	8-20	
10	区道	小豆沢通り	小豆沢3-6先中山道志村坂上交差点	小豆沢4-1先赤羽北三丁目交差点	8-20	
11	都道447号	新河岸中央通り	舟渡4-4先	舟渡1-12先中山道舟渡交差点	8-20	
12	区道	蓮根駅前通り	舟渡3-6先志村橋保育園前交差点	相生町10番先環状八号線志村相生町交差点	8-20	
13	区道	前野本通り	前野町5-46先前野町五丁目歩道橋	前野3-5先	8-20	
14	区道	富士見街道	前野町6-3先常盤台三丁目交差点	宮本町34番先	8-20	
15	区道	浮間舟渡駅前 パーキングチケット 路線	舟渡1-12先	舟渡1-16先	9-19	パーキングチケット発給機設置 日曜・休日を除く、1月1日～3日 を除く
16	区道	アスリート通り	蓮沼町22番先	蓮沼町32番先	8-20	

重点地域

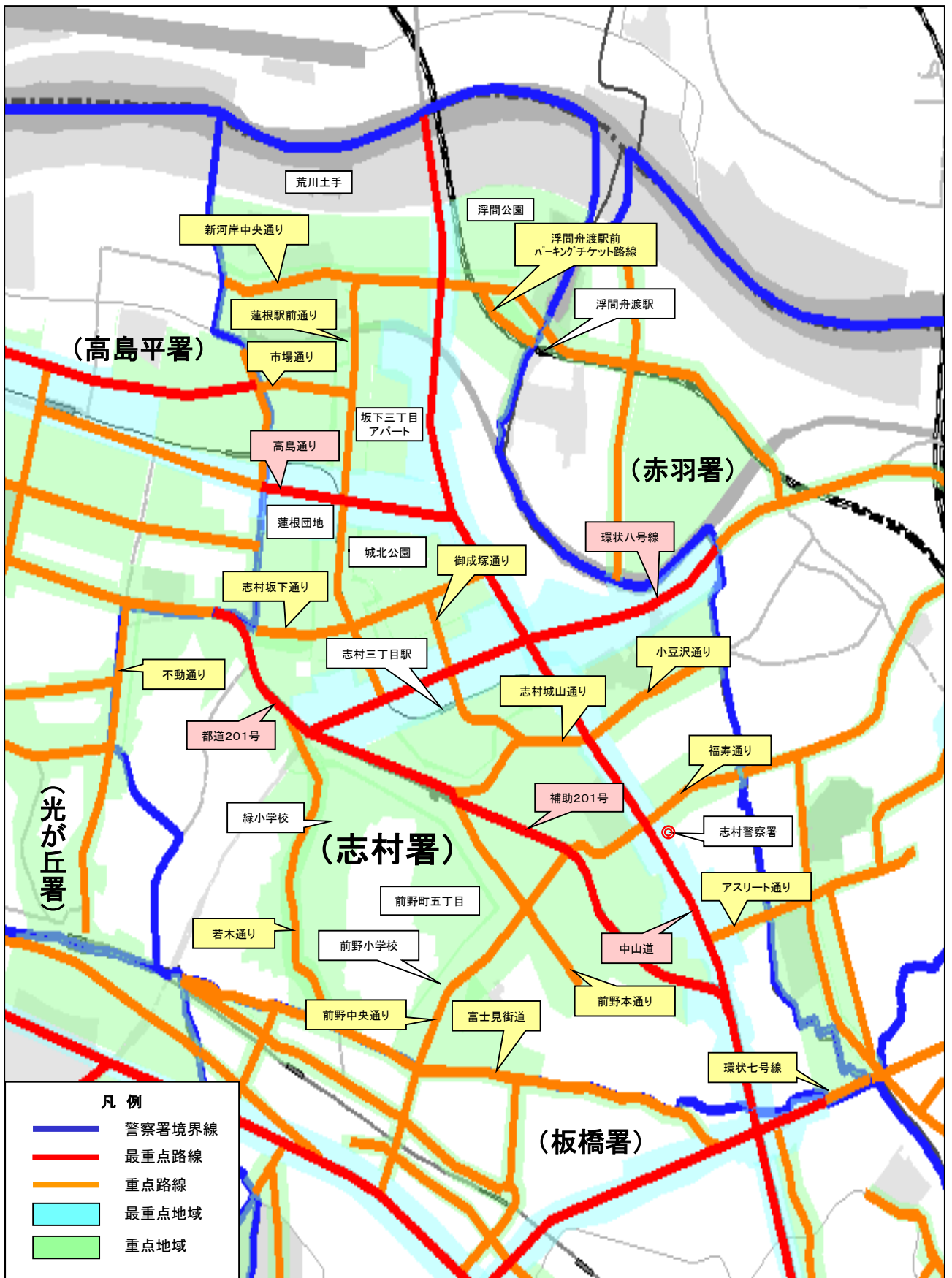
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(中山道・高島通り・環状八号線)周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(上記No1～13)及び最重点路線(都道201号・補助201号)の周辺	8-20	
2	都立城北公園、志村第六小学校周辺	8-20	特に登下校時間帯において重点的に運用
3	都立浮間公園、荒川土手沿い道路及び周辺	8-20	
4	公団蓮根団地	8-20	
5	都営坂下三丁目アパート周辺	8-20	
6	都営三田線志村三丁目駅周辺	8-20	
7	前野小学校周辺	8-20	特に登下校時間帯において重点的に運用
8	緑小学校周辺	8-20	特に登下校時間帯において重点的に運用
9	前野町5丁目周辺	8-20	
10	前野町2丁目周辺	8-20	
11	アスリート通り周辺	7-22	

志村警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。